

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

藤 岡 市

目 次

市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	経済的支援	
(1)	見舞金.....	1
(2)	高額療養費の支給.....	1
(3)	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免.....	1
(4)	後期高齢者医療保険料の減免、納付.....	2
(5)	介護保険料の減免、納付.....	2
(6)	自立支援医療の負担軽減.....	2
(7)	国民年金の支給.....	2
(8)	子育てに係る負担の軽減.....	2
(9)	市税等の減免、納付.....	3
(10)	生活困窮者自立支援事業.....	4
(11)	生活保護.....	4
(12)	市営住宅への入居.....	4
(13)	上下水道料金の減免、納付.....	4
(14)	母子生活支援施設への入所.....	5
(15)	就業の支援.....	5
(16)	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル.....	5
(17)	多重債務に関する相談.....	5
3	精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1)	精神保健福祉.....	6
(2)	子育ての悩み.....	6
(3)	自動虐待.....	6
(4)	D V相談.....	6
(5)	障害者虐待.....	6
(6)	高齢者虐待.....	6
(7)	身体の障害.....	6

(8) 住所情報の保護.....	7
------------------	---

関係機関の支援メニュー・対応窓口

県	8
(1) 犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	8
(2) こころの相談.....	8
(3) DV相談.....	8
(4) こどもの被害に関する相談.....	9
(5) 商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談.....	9
(6) 県営住宅への入居.....	9
(7) 特別障害者手当.....	9
(8) 身体障害者手帳の交付.....	9
(9) 精神障害者保健福祉手帳の交付.....	10
(10) 自立支援医療費支給制度.....	10
(11) 医療に関する苦情や相談.....	10
警察	10
(1) 犯罪被害者等支援相談.....	10
(2) 警察安全相談.....	11
(3) 性犯罪被害相談.....	11
(4) 少年相談.....	11
(5) ストーカー相談.....	11
犯罪被害者等早期援助団体	11
犯罪被害に関する各種支援相談.....	11
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	12
性犯罪・性暴力被害に関する各種相談.....	12

法テラス（日本司法支援センター）	12
法的支援に関する相談	12
ハローワーク藤岡（藤岡公共職業案内所）	12
就業の支援	12
その他	13
インターネット上の誹謗中傷に関する相談	13

市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。</p>	<p>地域づくり課行政区支援係 (市役所2階) TEL 0274-40-2211 内線 2211</p>
---	--

2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	地域づくり課行政区支援係 (市役所2階) TEL 0274-40-2211 内線 2211
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	【国民健康保険】 保険年金課国保係 (市役所1階 6番窓口) TEL 0274-40-2822 内線 2258、2822 【後期高齢者医療保険】 保険年金課医療年金係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0274-40-2259 内線 2259、2260
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	【国民健康保険】 保険年金課国保係 (市役所1階 6番窓口) TEL 0274-40-2822 内線 2258、2822 【後期高齢者医療保険】 保険年金課医療年金係 (市役所1階 5番窓口) TEL 0274-40-2259 内線 2259、2260

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療 保険料の納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、分割納付などの相談に応じます。	【納付相談】 納税相談課 納税係 (市役所1階 7番窓口) T E L 0274-40-2831 内 線 2831、2834
(5) 介護保険料の減 免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 介護保険課 介護保険係 (福祉会館2階介護保険課) T E L 0274-40-2292 内 線 2291、2292 【納付相談】 納税相談課 納税係 (市役所1階 7番窓口) T E L 0274-40-2831 内 線 2831、2834
(6) 自立支援医療の 負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課障害福祉係 (福祉会館1階) T E L 0274-40-2384 内 線 2384、2283
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	保険年金課医療年金係 (市役所1階 5番窓口) T E L 0274-40-2259 内 線 2261
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	保険年金課医療年金係 (市役所1階 5番窓口) T E L 0274-40-2259 内 線 2261
(8) 子育てに係る負 担の軽減 【出産】 ●助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	子ども課子ども支援係 (子育て・健康センター) T E L 0274-50-7803 内 線 5212

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子ども課子ども支援係 (子育て・健康センター) T E L 0274-50-7803 内 線 5212
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて(市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合)軽減します。	子ども課子ども福祉係 (子育て・健康センター) T E L 0274-50-7802 内 線 5222
【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子どもを保育します。 (利用料は1日当たり3歳未満児が1,800円、3歳以上児が1,600円です。)	子ども課小野保育園 (藤岡市森 578-1) T E L 0274-22-2788
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	19歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の子どもを持つひとり親家庭等の保護者・子どもに対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。	保険年金課医療年金係 (市役所1階 5番窓口) T E L 0274-40-2259 内 線 2833
【就学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課学校庶務係 (教育庁舎2階) T E L 0274-50-8212 内 線 4106
【修学】 ●修学資金の貸付	高校生、大学生(専門学校、短大含む)に対して奨学資金の貸付制度があります。家計急変により学資支出困難となった場合については、年度途中でも申請ができます。	教育総務課教育総務係 (教育庁舎2階) T E L 0274-50-8211 内 線 4004
【就学区域】 ●区域に関する相談	引っ越しをしても元の学校に通い続けたいなどの就学区域に関する相談に応じます。	学校教育課学校指導係 (教育庁舎2階) T E L 0274-50-8212 内 線 4104
(9) 市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
	<p>【市・県民税の減免】 前年所得に比べ著しい損害を受けた場合、減免が認められる可能性があります。</p>	<p>税務課市民税係 (市役所 1階 8番窓口) TEL 0274-40-2231 内線 2231</p>
	<p>【固定資産税の減免】 著しく価値を減じた固定資産がある場合、減免が認められる可能性があります。</p>	<p>税務課資産税係 (市役所 1階 9番窓口) TEL 0274-40-2836 内線 2836</p>
	<p>【国民健康保険税(料)の減免】</p>	<p>保険年金課国保係 (市役所 1階 6番窓口) TEL 0274-40-2822 内線 2258、2822</p>
	<p>【市税の納付相談】</p>	<p>納税相談課納税係 (市役所 1階 7番窓口) TEL 0274-40-2831 内線 2831、2834</p>
(10) 生活困窮者自立支援制度	<p>生活に困窮されている方の相談内容に応じて、就労支援・家計改善支援を行うほか、フードバンク等、支援団体への繋ぎを実施し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行います。</p>	<p>福祉課地域福祉係 (福祉会館 1階) TEL 0274-40-2297 内線 2297、2270</p>
(11) 生活保護	<p>生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。</p>	<p>福祉課保護係 (福祉会館 1階) TEL 0274-40-2393 内線 2281、2393</p>
(12) 市営住宅への入居	<p>犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。 また、状況に応じて、一定期間、無料で入居することができます。</p>	<p>建築課住宅係 (市役所中庁舎 1階) TEL 0274-40-2326 内線 2326、2329</p>
(13) 上下水道料金の納付	<p>上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>【納付相談】 経営課経営係 (市役所東庁舎 1階) TEL 0274-22-1951 内線 2812 ※両毛ビジネスサポート</p>

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(14) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子ども課子ども支援係 (子育て・健康センター) T E L 0274-50-7803 内 線 5212
(15) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業を支援します。	子ども課子ども支援係 (子育て・健康センター) T E L 0274-50-7803 内 線 5212
(16) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	藤岡市消費生活センター (市役所1階) T E L 0274-20-1133 内 線 2299
(17) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	藤岡市消費生活センター (市役所1階) T E L 0274-20-1133 内 線 2299

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	福祉課障害福祉係 (福祉会館1階 福祉課窓口) TEL 0274-40-2384 内 線 2384、2283
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	子育て応援課母子保健係 (子育て・健康センター) TEL 0274-50-7805 内 線 5242、5243
(3) 児童虐待	児童虐待に関する相談に応じます。	子育て応援課子育て相談係 (子育て・健康センター) TEL 0274-50-7804 内 線 5231、5232
(4) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	藤岡市配偶者暴力相談支援センター(子育て応援課内) (子育て・健康センター) TEL 0274-24-5110 内 線 5244
(5) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	福祉課障害福祉係 (福祉会館1階) TEL 0274-40-2384 内 線 2384、2283
(6) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	元気長寿課地域包括支援センター (福祉会館2階) TEL 0274-40-2287 内 線 2829、2289
(7) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	福祉課障害福祉係 (福祉会館1階) TEL 0274-40-2384 内 線 2384、2283

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(8) 住所情報の保護	<p>DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務における支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。</p>	<p>市民課市民窓口係 （市役所1階 4番窓口） T E L 0274-40-2256 内 線 2832、2256</p>

関係機関の支援メニュー・対応窓口

県

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
<p>(1) 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 (犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービス)</p>	<p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容により、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。</p> <p>※相談業務については、専門機関に委託しています。県庁は専用電話ではないので、始めに犯罪被害のことで電話した旨をお話してください。</p>	<p>群馬県生活こども部生活こども課 (前橋市大手町1-1-1) TEL 027-226-2906 平日 8:30~17:15</p> <p>【相談業務委託先】 公益社団法人被害者支援センター すてっぷぐんま TEL 027-253-9991 平日 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)</p>
(2) こころの相談	<p>こころの悩みや問題、病気で困っている本人や家族、関係者等の相談・指導を行います。</p>	<p>藤岡保健福祉事務所 (藤岡市下戸塚2-5) 平日 8:30~17:15 TEL 0274-22-1420</p>
	<p>精神保健福祉全般の相談を幅広く受け付けています。</p>	<p>群馬県こころの健康センター (前橋市野中町368) ①支援機関からの連絡先 (代表)平日 8:30~17:15 TEL 027-263-1166 ②電話相談(専用ダイヤル) 平日 9:00~17:00 TEL 027-263-1156</p>
(3) DV相談	<p>配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に応じます。</p>	<p>群馬県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター) 月~日 9:00~17:00 (祝日・年末年始除く) DV等法律相談(事前予約制) TEL 027-261-4463</p>

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) こどもの被害に関する相談	18歳未満の子ども、その保護者等からの相談に応じます。	群馬県西部児童相談所 (富岡市田島 343-1) 平日 8:30~17:15 TEL 0274-67-5575
(5) 商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談	契約トラブルや悪質商法による被害、多重債務などについて消費生活相談員が相談に応じます。	群馬県消費生活センター (前橋市大手町 1-1-1) 平日 9:00~16:30 (来所は要予約) 土曜 9:00~12:00 13:00~16:30 *土曜は電話相談のみ TEL 027-223-3001
(6) 県営住宅への入居	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居に関する相談に応じるとともに、優先的な取扱いを実施します。	群馬県住宅供給公社 平日 8:30~17:15 (窓口 9:00~17:00) 土 9:30~15:30 休業日:日曜日、祝日(ただし土曜日にあたる場合は、営業いたします。)、年末年始 TEL 027-223-5811 群馬県県土整備部住宅政策課 (前橋市大手町1-1-1) TEL 027-226-3718 平日 8:30~17:15
(7) 特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の障害者の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。 ※申請受付に関することは市町村福祉課にお尋ねください	群馬県健康福祉部福祉局障害政策課 (前橋市大手町1-1-1) 平日 8:30~17:15 TEL 027-226-2634
(8) 身体障害者手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。 ※申請受付に関することは市町村福祉課にお尋ねください	群馬県心身障害者福祉センター (前橋市新前橋町13-12) 平日 9:00~17:00 TEL 027-254-1010

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(9) 精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。 ※申請受付に関することは市町村福祉課にお尋ねください	群馬県こころの健康センター — (前橋市野中町368) 支援機関からの連絡先(代表) 平日 8:30~17:15 TEL 027-263-1166
(10) 自立支援医療費支給制度	障害者総合支援法に基づいて、身体障害、知的障害、精神障害、難病の方に対して、心身の障害を除去したり、軽減したりするための医療費(自己負担額)を軽減する制度です。 ※申請受付に関することは市町村福祉課にお尋ねください	群馬県健康福祉部福祉局障害政策課 (前橋市大手町1-1-1) 平日 8:30~17:15 TEL 027-226-2636 こころの健康センター TEL 027-263-1166 (精神通院医療)
(11) 医療に関する苦情や相談	市内の医療機関での受診等に関する不安や相談に応じます。	医療安全相談センター(群馬県健康福祉部医務課) (前橋市大手町1-1-1) TEL 027-221-1110 027-221-1112 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 藤岡保健福祉事務所 (藤岡市下戸塚2-5) 平日 8:30~17:15 TEL 0274-22-1420

警察

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 犯罪被害者等支援相談	犯罪被害者等のカウンセリング、犯罪被害給付制度、各種公費負担制度の相談や支援を行います。 <受付時間> 平日の午前8時30分から午後5時15分まで	群馬県警察本部犯罪被害者支援室 TEL 027-243-0110 藤岡警察署 TEL 0274-22-0110

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(2) 警察安全相談	<p>犯罪等の被害防止に関する相談、その他の生活の安全及び平穩に係る相談に応じます。</p> <p>〈受付時間〉 24時間</p>	<p>警察相談専用電話 # 9 1 1 0</p> <p>* 発信場所を管轄する都道府県警察の相談電話につながります。</p> <p>群馬県警察本部警察安全相談担当 T E L 027-224-8080</p> <p>藤岡警察署 T E L 0274-22-0110</p>
(3) 性犯罪被害相談	<p>性犯罪の被害などに関する相談に応じます。</p> <p>〈受付時間〉 24時間</p>	<p>性犯罪被害相談電話 # 8 1 0 3</p> <p>* 発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。</p>
(4) 少年相談	<p>少年の被害、悩み、問題行動などに関する相談に応じます。</p> <p>〈受付時間〉 平日の午前8時30分から午後5時15分まで</p>	<p>群馬県警察本部 少年サポートセンター T E L 027-289-6610</p>
(5) ストーカー相談	<p>ストーカーに関する相談に応じます。 (相談は各警察署へ行ってください。)</p>	<p>群馬県警察本部生活安全部 人身安全対策課 T E L 027-243-0110</p> <p>藤岡警察署 T E L 0274-22-0110</p>

犯罪被害者等早期援助団体

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
犯罪被害に関する各種支援相談	<p>電話及び面接による相談 同行支援（警察、検察、裁判所、行政機関、病院等への同行） 法律相談、心理面接の提供</p> <p>〈相談受付時間〉 平日10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）</p>	<p>公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま 相談電話 T E L 027-253-9991</p>

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
性犯罪・性暴力被害に関する各種相談	<p>性暴力の被害者を対象に、専門の相談員による電話や面接での相談のほか、拠点病院・協力医療機関における産婦人科医療、精神科医等によるカウンセリングや弁護士による法律相談等の専門相談、関係機関への付き添い支援等、総合的なサポートを行っています。</p> <p>※群馬県委託事業 受託事業者：(公社)被害者支援センターすてっぷぐんま</p>	<p>群馬県性暴力被害者サポートセンター 「Saveぐんま」 TEL 027-329-6125 平日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>・全国一律コールセンター 全国共通番号：#8891 平日 17:00～翌 9:00 土・日・祝日 24時間</p>

法テラス（日本司法支援センター）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
法的支援に関する相談	<p>犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介のほか、法テラスの支援制度を含む各種制度案内や相談窓口の紹介も行っています。</p> <p><相談受付時間> 平日10:00～15:30祝日・年末年始を除く)</p>	<p>日本司法支援センター 群馬地方事務所 TEL 0570-078320 【犯罪被害者支援ダイヤル】 TEL 0120-079714 (なくことないよ) 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>

ハローワーク藤岡（藤岡公共職業安定所）

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
就業の支援	<p>就業支援を総合的に実施します。</p> <p><相談受付時間> 平日8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>ハローワーク藤岡 (藤岡公共職業安定所) TEL 0274-22-8609</p>

その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
インターネット上の誹謗中傷に関する相談	<p>SNS等のインターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等で悩んでいる県民の方からの相談窓口です。</p> <p>相談内容に応じた対処方法に関する助言を行うほか、必要に応じて専門窓口・機関等をご案内しています。</p> <p>※群馬県委託事業 受託事業者：(公社)被害者支援センターすてっぷぐんま</p>	<p>インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口</p> <p>①メール相談 (24時間受付) netsoudan@step-gunma.org</p> <p>②相談フォーム (24時間受付) https://www.step-gunma.org/form.html</p> <p>③電話相談 TEL 027-212-0091 平日 9:00~12:00 13:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)</p>
	<p>【迅速な助言】</p> <p>インターネット上の書き込みにより名誉毀損やプライバシー侵害などの被害にあわれた場合、相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。</p> <p>※ プロバイダやサイト管理者等への発信者情報の開示請求や削除依頼代行は行っておりません。</p>	<p>違法・有害情報相談センター (総務省委託事業)</p> <p>【webフォーム相談】 www.ihaho.jp</p>
	<p>【削除要請・助言】</p> <p>相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。</p> <p>※ 削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものであり、この判断には時間を要する場合があります。</p>	<p>【みんなの人権110番】 TEL 0570-003-110 平日 8:30~17:15</p> <p>【法務省インターネット人権相談受付窓口】 www.jinken.go.jp</p>